



がんばろう大月!! 休業等要請協力支援金



まん延防止等重点措置に伴う休業又は外出自粛の影響を受ける市内事業者に、県の休業等要請協力金や一時支援金・月次支援金に上乗せで支援金を給付します。
※県・国からの支援金受給状況に応じ、該当するものを1事業者につき、いずれか1種類を給付します。

まん延防止等重点措置に伴う山梨県からの要請により、休業等を実施し、山梨県休業等要請協力金を受給した市内事業者

① GZ認証で、休業した場合

休業等要請協力金(1日当たり)

10万円以上/日	→ 50万円
3万円超～10万円未満/日	→ 30万円
3万円/日	→ 10万円

② GZ認証で、時短営業をした場合

休業等要請協力金(1日当たり)

7.5万円以上/日	→ 50万円
2.5万円超～7.5万円未満/日	→ 30万円
2.5万円/日	→ 10万円

③ GZ未認証で、休業した場合

休業等要請協力金2万円/日 → 5万円

----- 申請書類 -----

- ① 申請書兼請求書
- ② 山梨県からの休業等要請協力金が入金されたことがわかる通帳のページの写し
- ③ 振込先の通帳の写し
- ④ 市内に事業所があることがわかる書類の写し
(法人謄本、確定申告書の青色申告決算書、収支内訳書、公共料金の通知書などの写し)

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業等又は外出自粛等の影響を受けて、一時支援金又は月次支援金を受給した市内事業者

④ 一時支援金を受給した場合

中小法人等	→ 50万円
個人事業者等	→ 15万円

⑤ 月次支援金を受給した場合

中小法人等	→ 50万円
個人事業者等	→ 15万円

※ 月次支援金は4月～9月分のいずれかの申請が対象になります。

----- 申請書類 -----

- ① 申請書兼請求書
- ② 一時支援金又は月次支援金の支給決定通知書の写し
- ③ 振込先の通帳の写し
- ④ 市内に事業所があることがわかる書類の写し
(法人謄本、確定申告書の青色申告決算書、収支内訳書、公共料金の通知書などの写し)

申請締切 : **令和4年1月31日(月)まで**

※予算がなくなり次第、申請受付を終了します。お早めに申請ください。

申請・お問い合わせ

〒401-0015

山梨県大月市大月町花咲1608-19

大月市役所 花咲庁舎

大月市役所 産業建設部

産業観光課 産業振興担当

TEL : 0554-20-1857

FAX : 0554-20-1533

URL: <http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/>

※申請書等の様式はホームページよりダウンロードできます。